

国立大学法人・大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間の業務の実績に関する評価結果（概要）

1. 国立大学法人等の中期目標期間評価

- 国立大学法人等の中期目標期間評価とは、国立大学法人評価委員会（委員長：北山禎介株式会社三井住友銀行取締役）が、国立大学法人及び大学共同利用機関法人を対象に、毎年度の業務実績評価とは別に、中期目標期間（6年間）全体の業務運営の実績について調査・分析し、各法人の中期目標の達成状況を評価するものである。

【対象法人】国立大学法人：86法人、大学共同利用機関法人：4法人
【対象期間】第2期中期目標期間（平成22年度～平成27年度）

- 業務運営の実績のうち、教育研究の状況については、専門的な観点からきめ細かく評価を行うことが必要であることから、国立大学法人法に基づき、国立大学法人評価委員会から、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に実施を要請し、その結果を尊重して評価を実施することとされている。

2. 評価方法

項目別評価

- 各法人の自己点検・評価に基づき、中期目標の下に設定されている個々の中期計画の実施状況等を検証・評価し、その結果をもとに、中期目標の達成状況を以下の評価項目ごとに「中期目標の達成度が非常に優れている」から「中期目標の達成のためには重大な改善事項がある」までの5段階で評定する。
※ 評定は各法人の設定した中期目標に対応して行われるものであり、各法人間を相対評価するものではない。
- 教育研究の状況の評定に当たっては、教育研究の「水準」や、第1期中期目標期間からの「質の向上度」を学部・研究科等ごとに分析・判定した「学部・研究科等の現況分析」の結果を活用する。

【評価項目】

- | | | |
|-------------------|-------------|-----------------------|
| ①教育（・教育内容及び教育の成果 | ・教育の実施体制 | ・学生への支援 等） |
| ②研究（・研究水準及び研究の成果 | ・研究の実施体制 等） | |
| ③その他（・社会との連携や社会貢献 | ・国際化 | ・平成24年度補正予算（第1号）※1 等） |
| ④共同利用・共同研究※2 | | |
| ⑤業務運営の改善及び効率化 | | |
| ⑥財務内容の改善 | | |
| ⑦自己点検・評価及び情報提供 | | |
| ⑧その他業務運営 | | |
- ※1：対象国立大学法人のみ
※2：大学共同利用機関法人のみ

【評定区分】

評定

- 中期目標の達成状況が非常に優れている
- 中期目標の達成状況が良好である
- 中期目標の達成状況がおおむね良好である
- 中期目標の達成状況が不十分である
- 中期目標の達成のためには重大な改善事項がある

全体評価

- 項目別評価の結果や各法人の特性等を踏まえつつ、中期目標の達成状況の総合的な評価（記述式）を行う。

学部・研究科等の現況分析

- 「学部・研究科等の現況分析」は、「教育」及び「研究」について、学部・研究科等ごとにその「水準」と第1期中期目標期間終了時点からの「質の向上度」を以下の4段階で判定する。

【水準】

評価
期待される水準を大きく上回る
期待される水準を上回る
期待される水準にある
期待される水準を下回る

【質の向上度】

評価
大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している
改善、向上している
質を維持している
質を維持しているとはいえない

「優れた点」や「改善を要する点」等の指摘

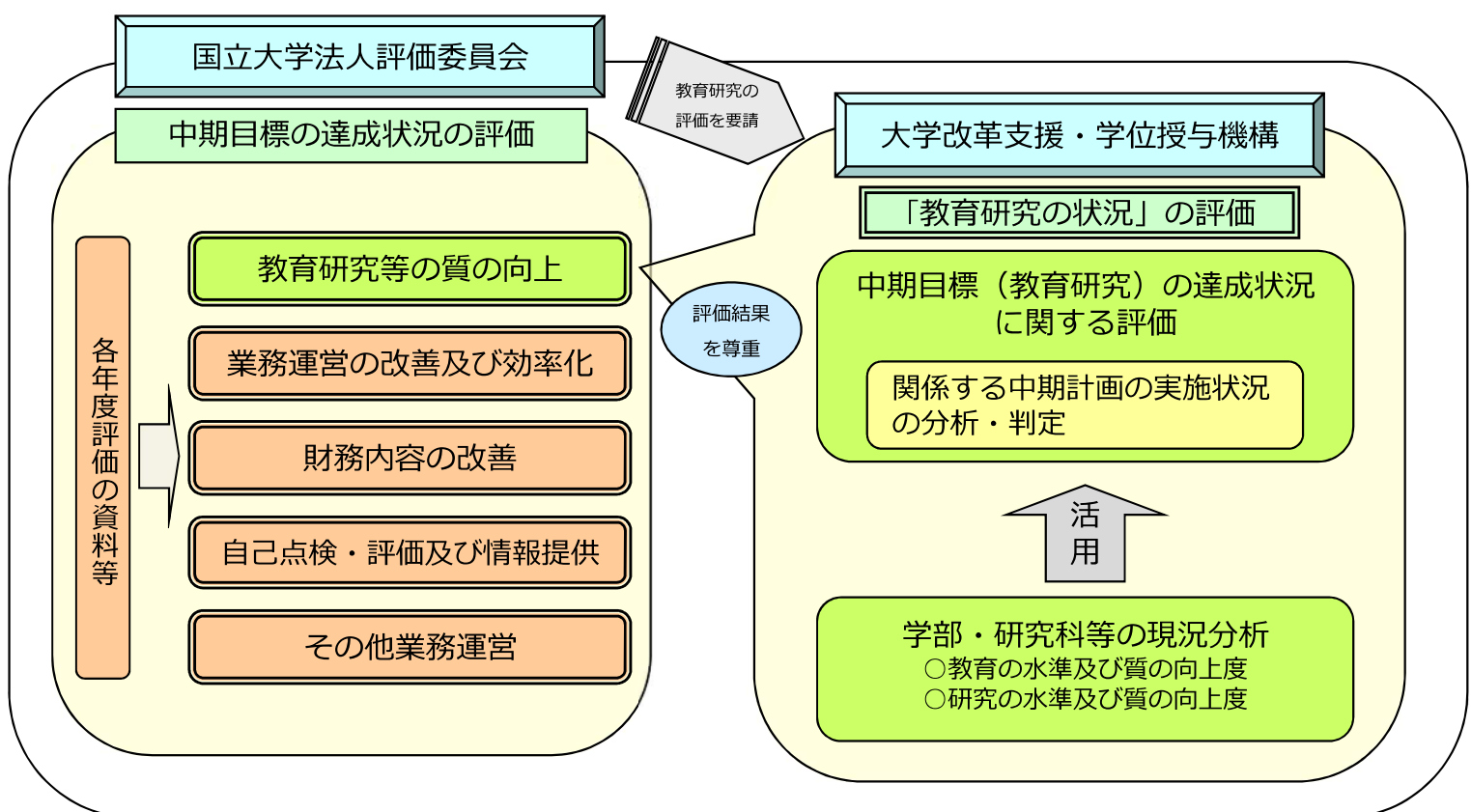
- 評価に加え、各法人の自主的な改善に資する観点から、以下の点を指摘する。

「特筆される点」・・・極めて高い成果や先導的で他法人のモデルとなり得る取組
 「優れた点」・・・高い成果や質の向上が見られた取組
 「特色ある取組」・・・法人の個性を踏まえたユニークな取組

「改善を要する点」・・・実施状況や成果が不十分な取組

※「特筆される点」は、評価項目⑤、⑥、⑦、⑧のみ。「特色ある取組」は評価項目①、②、③（社会との連携や社会貢献、国際化）のみ指摘。

〈参考〉第2期中期目標期間評価の全体像



3. 評価体制

国立大学法人評価委員会の下に、「国立大学法人分科会」（国立大学法人を担当）及び「大学共同利用機関法人分科会」（大学共同利用機関法人を担当）を設置。

評価項目のうち、教育研究の状況については、大学改革支援・学位授与機構「国立大学教育研究評価委員会」の評価結果を尊重して評価を実施。

4. 審議経過

【国立大学法人評価委員会における評価】

平成28年	
6月末	各法人から実績報告書等の提出
7月～	国立大学法人分科会評価基本チーム及び大学共同利用機関法人分科会において実績報告書等の調査・分析
8月～9月	各法人から業務の実績についてヒアリング
平成29年	
2月～3月	国立大学法人分科会評価基本チーム及び大学共同利用機関法人分科会において評価結果（原案）の検討
4月26日	国立大学法人分科会において評価結果（原案）の審議 （意見申立の機会：4月26日～5月17日）
4月27日	大学共同利用機関法人分科会において評価結果（原案）の審議 （意見申立の機会：4月28日～5月17日）
6月6日	国立大学法人評価委員会において評価結果（案）の審議・決定

【機構における教育研究の状況の評価】

平成23年	
10月27日	国立大学法人評価委員会から教育研究の状況の評価の実施の要請
平成28年	
5月末	各法人から研究業績説明書の提出
6月	研究業績水準判定の書面調査
6月末	各法人から実績報告書の提出
7月～10月	達成状況判定（7月～10月）、現況分析（7月、8月）の書面調査
9月1日～9月8日	現況分析部会（第1回）において評価結果（素案）の審議
10月18日～11月8日	達成状況判定会議（第1回）において評価結果（素案）の審議
11月16日～11月25日	現況分析部会（第2回）において評価結果（原案）の審議
12月7日	運営小委員会（現況分析）において部会間の調整について協議
平成29年	
1月17日～1月25日	各法人から業務の実績についてヒアリング
2月17日～2月23日	達成状況判定会議（第2回）において評価結果（原案）の審議
2月27日	運営小委員会（達成状況判定）においてグループ間の調整について協議
2月28日	国立大学教育研究評価委員会において評価報告書（原案）の審議 （意見申立て期間：3月2日～3月22日）
4月6日	意見申立審査会において意見申立ての対応の審議
4月18日	国立大学教育研究評価委員会において評価報告書（案）の審議・決定 国立大学法人評価委員会へ教育研究の状況の評価結果を提供

中期目標の達成状況（概況）

各法人が自ら設定した中期計画の実施状況等に基づき、中期目標の達成状況を項目別に5段階で判定。なお、評価は各法人の中期目標がどの程度達成されたかを表しており、相対的な優劣を表すものではないことに留意。

「教育研究等の質の向上の状況」の評価結果

「教育に関する目標」「研究に関する目標」「その他（社会貢献・国際化等）に関する目標」「共同利用・共同研究に関する目標」の達成状況は以下のとおり。

(法人数)

評価項目	教育	研究	社会貢献 ・国際化等	共同利用 ・共同研究
中期目標の達成状況が非常に優れている	–	5(6%)	1(1%)	–
中期目標の達成状況が良好である	11(12%)	14(16%)	21(24%)	1(33%)
中期目標の達成状況がおおむね良好である	78(87%)	70(78%)	67(75%)	2(67%)
中期目標の達成状況が不十分である	1(1%)	1(1%)	–	–
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	–	–	–	–

※ 各欄の（ ）内は、全法人数に占める該当法人数の割合

※ 「教育」「研究」「社会貢献・国際化等」「共同利用・共同研究」については、評価「中期目標の達成状況がおおむね良好である」が標準

※ 「共同利用・共同研究に関する目標」が設定されている法人：自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

※ 人間文化研究機構については、「その他（社会貢献・国際化等）に関する目標」及び「共同利用・共同研究に関する目標」を「研究に関する目標」の中に含めており、単独の目標とはしていない

【参考】第1期中期目標期間における評価結果

(法人数)

評価項目	教育	研究	社会貢献 ・国際化等	共同利用 ・共同研究
中期目標の達成状況が非常に優れている	1(1%)	4(4%)	2(2%)	–
中期目標の達成状況が良好である	12(13%)	28(31%)	38(42%)	3(75%)
中期目標の達成状況がおおむね良好である	77(86%)	58(65%)	50(56%)	1(25%)
中期目標の達成状況が不十分である	–	–	–	–
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	–	–	–	–

※ 「共同利用・共同研究に関する目標」が設定されている法人：人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構

「業務運営・財務内容等の状況」の評価結果

「業務運営の改善及び効率化に関する目標」「財務内容の改善に関する目標」「自己点検・評価及びその情報提供に関する目標」「その他業務運営に関する重要目標（法令遵守、施設整備等）」の達成状況は以下のとおり。

(法人数)

評価項目	業務運営	財務内容	自己点検・情報公開等	法令遵守、施設整備等
中期目標の達成状況が非常に優れている	13(14%)	6(7%)	7(8%)	5(6%)
中期目標の達成状況が良好である	56(62%)	83(92%)	82(91%)	50(56%)
中期目標の達成状況がおおむね良好である	18(20%)	—	1(1%)	22(24%)
中期目標の達成状況が不十分である	1(1%)	1(1%)	—	13(14%)
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	2(2%)	—	—	—

※ 各欄の（ ）内は、全法人数に占める該当法人数の割合

※ 「業務運営」「財務内容」「自己点検・情報公開等」「法令遵守、施設整備等」については、評価「中期目標の達成状況が良好である」が標準

【参考】第1期中期目標期間における評価結果

(法人数)

評価項目	業務運営	財務内容	自己点検・情報公開等	法令遵守、施設整備等
中期目標の達成状況が非常に優れている	28(31%)	3(3%)	—	3(3%)
中期目標の達成状況が良好である	48(54%)	79(88%)	88(98%)	75(84%)
中期目標の達成状況がおおむね良好である	13(14%)	7(8%)	1(1%)	9(10%)
中期目標の達成状況が不十分である	1(1%)	1(1%)	1(1%)	3(3%)
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	—	—	—	—

学部・研究科等の現況分析

教育研究等に関する中期目標の達成状況の評価は、国立大学法人等を構成している学部・研究科等の教育・研究の「水準」及び「質の向上度」を分析した上で実施。

現況分析結果の概況

国立大学法人等の学部・研究科等（教育831組織、研究598組織）の教育・研究の「水準」及び「質の向上度」は以下のとおり。

「水準」は、学部・研究科等における評価時点の教育・研究活動及びその成果の状況について、組織の目的に照らし、想定する関係者※の期待に応えているかという視点から分析を行ったもの。

※ 「想定する関係者」：当該学部・研究科等の教育・研究活動や、その成果を享受する人々や組織等を指す。例えば、教育では、在校生・受験生及びその家族、卒業（修了）生、卒業（修了）生の雇用者、当該学部・研究科等と関係ある地域社会等が想定され、研究では、学術面においては関係する学界等が、社会、経済、文化面においては国際社会や地域、特定の産業等が想定される。

「質の向上度」は、第1期中期目標期間終了時と評価時点の教育・研究活動及びその成果の状況について、組織の目的に照らし比較・分析を行ったもの。

		教育（831組織）		研究（598組織）	
		教育活動	教育成果	研究活動	研究成果
水準	期待される水準を大きく上回る	2(0.2%)	–	10(1.7%)	25(4.2%)
	期待される水準を上回る	224(27.0%)	87(10.5%)	234(39.1%)	247(41.3%)
	期待される水準にある	602(72.4%)	734(88.3%)	354(59.2%)	325(54.3%)
	期待される水準を下回る	3(0.4%)	10(1.2%)	–	1(0.2%)
質の向上度	大きく改善、向上している 又は 高い質を維持している	33(4.0%)		155(25.9%)	
	改善、向上している	239(28.8%)		138(23.1%)	
	質を維持している	548(65.9%)		304(50.8%)	
	質を維持しているとはいえない	11(1.3%)		1(0.2%)	

※ 教育の組織及び研究の組織は、学部・研究科等を教育及び研究それぞれの面において評価単位としたものであり、一部組織は重複している。